

平成31年1月16日

## 最低制限価格等算定におけるスクラップ控除額の取扱いについて

阪神水道企業団が発注する建設工事における最低制限価格等の算定に当たり、平成31年4月1日以降契約締結分よりスクラップ控除額を下記のとおり取り扱うこととしましたのでよろしくお願ひします。

### 記

工事費の積算において、直接工事費とは別にスクラップ控除額を計上している場合の最低制限価格等の算定に当たっては、直接工事費からスクラップ控除額を減じた上で、所定の率を乗じることとします。

#### ○建設工事の最低制限基本価格の算定式

主要機器費×0.875 + (直接工事費－スクラップ控除額)×0.95  
+ 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.8 + ④一般管理費×0.55